

被扶養者資格の取り消しについて

—— 被扶養者資格継続調査を実施して ——

平成23年度被扶養者資格継続調査を7月から8月にかけて実施しましたが、次の理由により被扶養者資格が取り消しとなった事例が多くありました。扶養の範囲内でのパート・アルバイトをしている方については、次の点に注意されますようお願いいたします。

給与収入がある場合

配偶者や稼働能力がある18歳以上60歳未満の被扶養者に給与収入がある場合の収入基準額は、年額130万円未満かつ月額108,334円（130万円÷12月）未満となります。

3ヵ月以上の収入は恒常的な収入とみなし、各月の給与が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,334円以上となった場合は、認定取消となりますのでご注意ください。

※収入とは、諸手当(通勤手当等)、賞与を含めた所得控除前の総収入額です。

※学生のアルバイト収入も同じ取り扱いとなります。

※給与の他に収入がある場合は、他の収入を月割りした額を給与収入に加えた額が108,334円未満となります。

【取消事例1】 雇用時の契約からみて、給与月額が108,334円以上になると見込まれる場合

(雇用開始日 4月16日・時間給 800円・1日の勤務時間 8時間・1ヵ月の勤務日数 20日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
64,000円	121,600円	112,000円	128,000円	121,600円	126,400円	124,000円

雇用開始日である4月16日に認定取消となります。

※見習い期間、研修期間等があり、その期間終了後に社会保険に加入する場合は、給与月額が108,334円未満であっても雇用開始日から認定取消となります。

※社会保険加入が前提の場合は、給与月額が108,334円未満であっても、雇用開始日から認定取消となります。

※社会保険加入の有無にかかわらず、給与年額が130万円以上になると見込まれる場合は、雇用開始日から認定取消となります。

【取消事例2】 勤務形態の変更により、給与月額が108,334円以上になると見込まれる場合

・雇用開始日 4月1日・時間給 800円・1日の勤務時間 6時間・1ヵ月の勤務日数 20日

・勤務形態変更日 7月1日・時間給 800円・1日の勤務時間 8時間・1ヵ月の勤務日数 20日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
96,000円	96,000円	91,200円	128,000円	121,600円	126,400円	124,000円

勤務形態変更日である7月1日に認定取消となります。

【取消事例3】 アルバイト・パートで働いている方で、月々の収入が変動する場合

①給与月額が3ヵ月連続して108,334円以上となる場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8万円	9万円	9万円	10万円	10万円	11万円	11万円	12万円	10万円	12万円	11万円	12万円

年間収入は125万円ですが、9月～11月の給与月額が3ヵ月連続して108,334円以上となるため、基準額を超えた最初の月である9月1日に認定取消となります。

②給与月額が3ヵ月平均して108,334円以上となる場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10万円	12万円	8万円	11万円	13万円	9万円	12万円	8万円	9万円	10万円	10万円	9万円

年間収入は123万円ですが、7月～9月の3ヵ月間の給与月額を平均すると108,334円以上となるため、平均して基準額を超えた翌月の10月1日に認定取消となります。

※対象年月は、給与の支給年月ではなく実働年月ですのでご注意ください。

※年額が130万円未満であっても、月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,334円以上となった場合は、認定取消となります。また、賞与についても収入に加算しますので注意が必要です。(下記「◆賞与の取り扱いについて」参照)

◆賞与の取り扱いについて

給与の他に賞与が支給される方の恒常的な収入を算定する場合は、次の①又は②のいずれかを選択することができます。

①賞与均等加算

賞与を支給対象月数で按分し、各支給対象月の給与に加算する方法

②賞与全額加算

賞与の全額を賞与支給月の給与に一括加算する方法

◆取消（【取消事例3】での取消）となった場合の再認定について

取消後3ヵ月間の給与月額が平均して108,333円以内であれば、3ヵ月経過した翌月から被扶養者資格の再認定を申請することができます。

60歳以上の公的年金受給者や障害年金受給者に給与等収入がある場合

収入基準額は、年額180万円未満かつ月額150,000円（180万円÷12月）未満となります。

年金月額（年金額÷12月）に給与等収入を加算し、3ヵ月連続または3ヵ月平均して150,000円以上となった場合は認定取消となります。

事業収入がある場合

事業収入（小売業、飲食業、理容業、学習塾、農業、不動産経営等）のある方を被扶養者に認定する場合は、前年1年間の収入結果により判断しています。

事業収入のある被扶養者がいる方で、年額130万円、月額108,334円以上になると思われる場合は、早めの取り消し手続きをお願いします。(60歳以上の公的年金受給者は、年金額と事業収入を加算して、年額180万円、月額150,000円以上となる場合。)

【事業収入から控除できる必要経費】 ※税法上の控除とは異なります。

○小売業、飲食業、理容業、学習塾

・仕入原価・水道光熱費・修繕費・消耗品費・地代家賃等

○農業

・小作料・賃借料・種苗費・肥料費・飼料費・農具費・農薬費・修繕費・水利費・素畜費・動力光熱費・荷造運賃・地代家賃・土地改良費・精米機使用料等

○不動産

・修繕費・消耗品費

※被扶養者の主な認定要件等については、「いばらき共済7月号 No.270」に掲載してありますのでご参照ください。

共済組合からのお願い

扶養の認定取消日は、原則事実発生日となっています。

就職、結婚、パート収入増、雇用保険受給、年金受給、年金受給額増、事業開始、事業収入増、不動産収入発生、不動産収入増等となった場合は、認定基準額内の収入であるかどうか等被扶養者の収入管理をお願いします。届出が遅くなった場合は、原則事実発生日まで遡って取り消しとなり、取り消した期間中にかかった医療費や給付金等を返還していただくこととなりますので、早めに手続きをされますようお願いいたします。

なお、資格継続調査時においては退職等により無収入であっても、調査対象となる過去の期間に認定基準額を超える収入があった場合は、同様に取り消しとなりますのでご注意ください。

共済組合では、調査対象となる過去の期間における書類（給与明細書、給付明細書、源泉徴収票、雇用証明書、年金裁定通知書、確定申告書・収支内訳書、収入証明書等）の提出を皆さんへ依頼することがありますのでご協力をお願いします。

お問い合わせ先 共済組合保険課 TEL.029-301-1413